

信濃町地域公共交通総合連携計画の修正点について

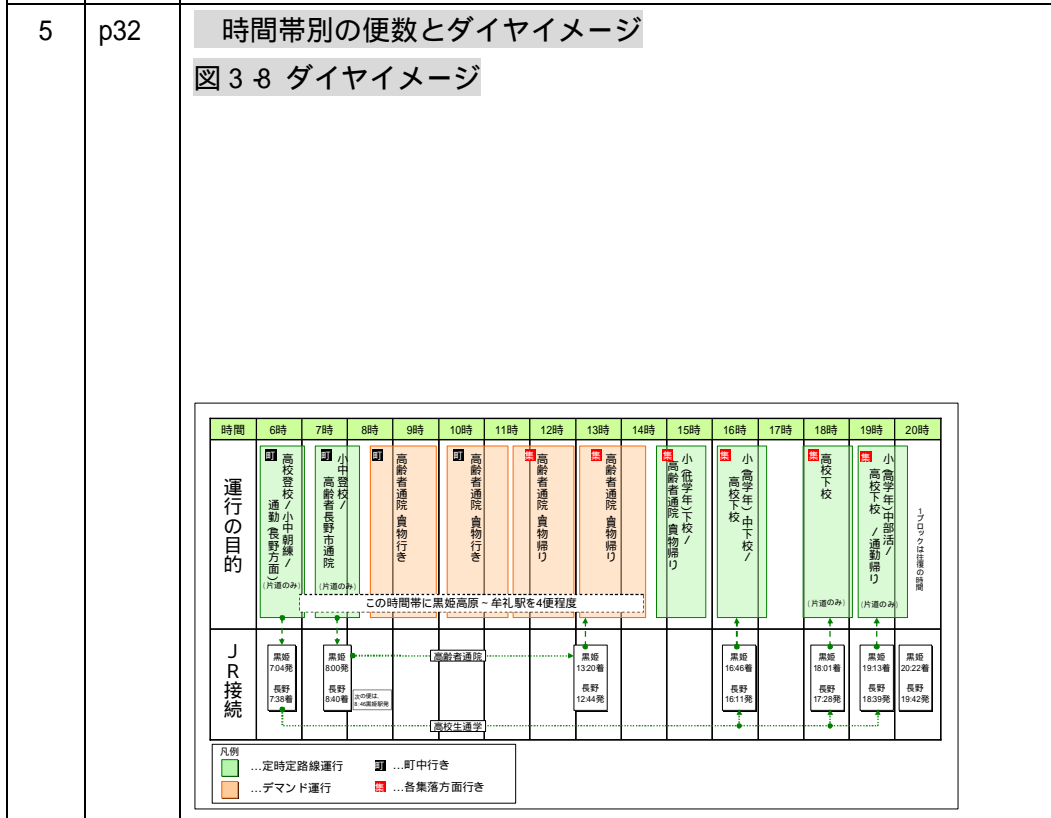
資料 1

第 5 回信濃町地域公共交通協議会でのご意見及び、事務局での各種調整を踏まえ、以下のとおり連携計画の修正を行いました。

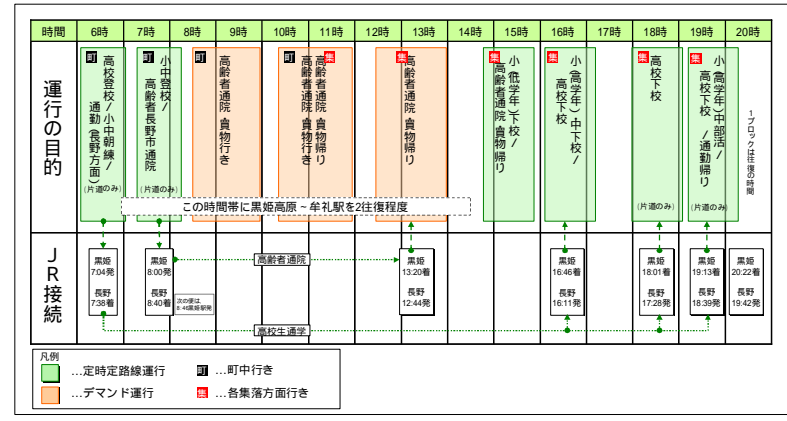
No.	頁	修正前	頁	修正後
1	p20	<p>第 3 章 地域公共交通総合連携計画の基本的な考え方</p> <p>3-2 連携計画において実施する実証運行の対象者</p> <p>(2)対象者の詳細 表 3-1 対象者の詳細 対象者：小中学生</p> <p>また、平成 24 年度以降は、小学校が小中一貫教育校に統合されるため、各地区から<u>通学する足</u>が必要となる。</p>	p20	<p>[ 修正理由 ]</p> <p>「通学するための足」という表現が、公的な文書にそぐわなかったため。</p> <p>( 修正内容 )</p> <p>また、平成 24 年度以降は、小学校が小中一貫教育校に統合されるため、各地区から通学する<u>ための移動手段の確保</u>が必要となる。</p>
2	p28	<p>3-5 対象者ごとの詳細なサービス水準と運行イメージ</p> <p>(1)対象者別に提供するサービス水準の設定</p> <p>高齢者へのサービス水準</p> <p>表 3-5 高齢者に提供するサービス水準</p> <p>項目：便数</p> <p>運行本数：<u>往復 4 便程度</u></p>	p28	<p>[ 修正理由 ]</p> <p>車両繰りの関係で、確実に 4 便を設定することが困難になる場合もありことから、通院や買物をするために必要な外出機会を創出するという表現に改めた。</p> <p>( 修正内容 )</p> <p>運行本数：<u>行 2 便、帰 2 便程度の外出機会を創出</u></p>
3	p32	<p>時間帯別の便数とダイヤイメージ 本文</p> <p>朝夕の通学通勤時間帯は、朝 2 便、夕 4 便程度を定時定路線で確保し、日中の高齢者通院・買物等に関しては、<u>往復 4 便程度</u>をデマンド運行で確保します。</p>	p32	<p>[ 修正理由 ]</p> <p>No.2 と同様</p> <p>( 修正内容 )</p> <p>朝夕の通学通勤時間帯は、朝 2 便、夕 4 便程度を定時定路線で確保し、日中の高齢者通院・買物等に関しては、<u>行 2 便、帰 2 便程度の外出機会</u>をデマンド運行で確保します。</p>

4 p32 時間帯別の便数とダイヤイメージ  
 表 3-6 時間帯別の便数と運行日  
 運行時間：8 時台～15 時台：  
 運行本数：往復 4 便程度

p32 [ 修正理由 ]  
 No.2 と同様  
 ( 修正内容 )  
 運行本数：行 2 便、帰 2 便程度の外出機会を創出



p32 [ 修正内容 ]  
 日中のデマンドを 3 往復程度 に  
 ( 修正理由 ) No.2 と同様  
 [ 修正内容 ]  
 黒姫～飯綱町便を 2 往復程度 にし、飯綱町に 2 往復の移動を確保。間の時間帯に、信濃町内を運行する便を設定。  
 ( 修正理由 ) 黒姫～飯綱町便を信濃町内で有効に活用するため。



6	p35	<p>第4章 事業及び事業実施主体</p> <p>4-1 地域公共交通の運行及び運行関連事業</p> <p>(2) デマンド運行事業 表4-3 デマンド運行の概要</p> <p>項目：運行日</p> <p>日中、<u>往復4便以上</u></p>	<p>p35</p> <p>[ 修正理由 ]</p> <p>No.2 と同様</p> <p>( 修正内容 )</p> <p>日中、<u>行2便、帰2便程度の外出機会を創出</u></p>
7	p35	<p>(3) サービス水準を向上する路線運行事業</p> <p>表4-4 サービス水準を向上する路線運行の概要</p> <p>日中<u>往復4便程度</u></p>	<p>p35</p> <p>[ 修正理由 ]</p> <p>No.2 と同様</p> <p>日中、<u>黒姫～飯綱町を2往復程度</u></p> <p><u>信濃町内を運行する便を1往復程度(黒姫高原～いこいの家等)</u></p>